

副本

平成27年(ワ)第13029号, 第23567号 TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征ほか1579名








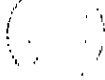
被告 国


求釈明に対する回答書

平成28年11月8日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

被告指定代理人

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 保木本 | 正 | 樹 |  |
| 飯島 | | 努 |  |
| 岸田 | 二 | 郎 |  |
| 西尾 | 昭 | 彦 |  |
| 宮崎 | 繁 | 人 |  |
| 甲田 | 憲 | 治 |  |
| 小池 | 走 | 野 |  |
| 田辺 | 昌 | 紀 |  |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 安 | 元 | 晶 | 子 |  |
| 松 | 井 | 和 | 彦 |  |
| 矢 | 田 | 真 | 司 |  |
| 中 | 島 | 勇 | 人 |  |
| 佐 | 々 | 木 | 新 |  |
| 日 | 笠 | | 紘 |  |
| 加 | 本 | 善 | 紀 |  |

被告は、原告らの平成28年10月18日付け求釈明申立書における求釈明（以下「本件求釈明」という。）に対し、以下のとおり回答する。

なお、略語等は、本書面において新たに用いるもののほかは、従前の例による。

- 1 原告らは、TPP協定又はこれに関する交渉により憲法25条の生存権として保障される各種権利、憲法13条の人格権として保障される各種権利、憲法21条により保障される知る権利がそれぞれ侵害されたとして、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めている（本件国賠請求）。
- 2 原告らにTPP協定又はTPP協定の交渉によって侵害される権利ないし法的利益が存在せず、更にいえば、TPP協定はいまだ発効はもとより締結もされておらず、TPP協定を踏まえた我が国の国内法の改正、施行等も行われてないのであるから、主張自体失当であることは、被告準備書面(1)第2（4ないし8ページ）及び被告の平成28年11月8日付け準備書面(3)（以下「被告準備書面(3)」という。）第2（7ないし10ページ）で述べたとおりである。
- 3 原告らは、被告の上記2の主張に関して、「侵害行為を特定する上で、必要不可欠である。」とし、本件求釈明として、被告は条約が発効した場合に発効と同時に国内法的効力が生ずるとする「一般的受容」を否定するか否か（本件求釈明第1項）、TPP協定が国内法的効力を持つために必要な国内法等の名称・内容（同第2項）、TPP協定中に直接国内法的効力を生ずる「自動執行力」を有する規定があるか（同第3項）を問うている。

しかしながら、本件国賠請求について、原告らが生存権及び人格権として保障されると主張する種々の権利は、被告準備書面(1)第2の3(2)ア（7ページ）及び被告準備書面(3)第2の1(2)（9、10ページ）で述べたとおり、いずれも抽象的、一般的なものとどまり、そもそも裁判上の救済が得られる程度に具体的、個別的な法律上保護される権利ないし法的利益とは認められないし、また、原告らのいう「知る権利」は、被告準備書面(1)第2の3(2)イ（7及び8ページ）及

び被告準備書面(3)第2の2(10ページ)で述べたとおり、これを「知ることを妨げられない権利」と捉えたとしても、TPP協定あるいはTPP協定に関する交渉に関して、自ら情報を収集する自由を何ら妨げられていないし、情報公開に関する法制度を離れて、国の政策ないし施策に関して、その情報の一切について秘密とされない利益ないし全ての情報を提供される利益を持つものでもなく、当該利益を法律上保護される権利ないし法的利益ということはできない。すなわち、そもそも原告らにTPP協定又はTPP協定の交渉によって侵害される権利ないし法的利益が存在しないのであるから、原告らのいう「一般的受容」が認められるか否かにかかわらず、また、TPP協定が今後、締結されて発効し、TPP協定に対応する国内法の改正、施行等がなされるか否かにかかわらず、さらに、原告らのいう「自動執行力」を有する規定があるか否かにかかわらず、本件国賠請求が主張自体失当であることに何ら変わりはない。

4 以上の次第で、本件求釈明については、いずれも釈明の必要を認めない。

以 上